

建築士法施行令及び建設業法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文 目次

一 建築士法施行令（昭和二十五年政令第二百一号）	1
二 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）	4

改 正 案

現 行

（一級建築士免許証又は一級建築士免許証明書の書換え交付等の手数料）

第一条 建築士法（以下「法」という。）第五条第五項（法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定める額は、五千九百円とする。

（構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付等の手数料）

第二条 法第十条の二第五項（法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定める額は、次の各号に掲げる一級建築士の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を受けようとする一級建築士 一万四千三百円
- 二 構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の書換え交付又は再交付を受けようとする一級建築士 五千九百円

（中央指定登録機関による一級建築士の登録手数料）

第三条 法第十条の十九第二項の政令で定める額は、一万九千二百円とする。

（一級建築士の受験手数料）

第四条 法第十六条第一項の政令で定める額は、一万九千七百円とする。

- 2 （略）
- 3 中央指定試験機関に納付する受験手数料の納付の方法は、法第

第一条 削除

（新設）

（新設）

（一級建築士の受験手数料）

第二条 建築士法（以下「法」という。）第十六条第一項に規定する受験手数料の額は、一万五千円とする。

- 2 （略）
- 3 中央指定試験機関に納付する受験手数料の納付の方法は、法第

十五條の五第一項において読み替えて準用する法第十條の九第一項に規定する試験事務規程の定めるところによる。

(削る。)

(参考人に支給する費用)

第五條 法第十條第六項に規定する旅費、日当その他の費用の額は、次の各号に掲げる参考人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一・二 (略)

(登録講習機関の登録の有効期間)

第六條 法第十條の二十六第一項(法第二十二條の三第二項及び第二十六條の五第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める期間は、五年とする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第七條 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、法第二十四條の八第一項の規定により委託者に書面の交付をしようとするときについて準用する。この場合において、前二項中「建築士」とあるのは「建築士事務所の開設者」と、「結果の報告」とあるのは「書面に記載すべき事項の通知」と読み替えるものとする。

(その設計等の業務が再委託の制限の対象となる多数の者が利用する建築物及びその規模)

第八條 法第二十四條の三第二項の政令で定める建築物は、共同住宅とする。

2 法第二十四條の三第二項の政令で定める規模は、階数が三で、

十五條の八第一項の試験事務規程の定めるところによる。

第三條 削除

(参考人に支給する費用)

第四條 法第十條第六項に規定する旅費、日当その他の費用の額は、次の各号に掲げる参考人の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一・二 (略)

(新設)

(情報通信の技術を利用する方法)

第四條の二 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、法第二十四條の六第一項の規定により委託者に書面の交付をしようとするときについて準用する。この場合において、前二項中「建築士」とあるのは「建築士事務所の開設者」と、「結果の報告」とあるのは「書面に記載すべき事項の通知」と読み替えるものとする。

(新設)

かつ、床面積の合計が千平方メートルのものとする。

(建築士審査会の委員等の勤務)

第九条 中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会(次条及び第十三条において「建築士審査会」と総称する。)の委員及び試験委員は、非常勤とする。

(建築士審査会の議事)

第十条 (略)

2 (略)

(試験委員)

第十一条 (略)

2 中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会の試験委員は、それぞれ一級建築士試験又は二級建築士試験若しくは木造建築士試験の科目について専門的な知識及び技能を有し、かつ、試験委員としてふさわしい者のうちから任命するものとする。

(中央建築士審査会の庶務)

第十二条 (略)

(建築士審査会の運営)

第十三条 法又はこの政令に定めるもののほか、建築士審査会の運営に關し必要な事項は、建築士審査会が定める。

(建築士審査会の委員等の勤務)

第五条 中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会(以下次条及び第九条において「建築士審査会」と総称する。)の委員及び試験委員は、非常勤とする。

(建築士審査会の議事)

第六条 (略)

2 (略)

(試験委員)

第七条 (略)

2 中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会の試験委員は、それぞれ一級建築士試験又は二級建築士試験若しくは木造建築士試験の科目について専門的な知識及び技能を有し、かつ、試験委員としてふさわしい者でなければならない。

(中央建築士審査会の庶務)

第八条 (略)

(建築士審査会の運営)

第九条 法又はこの政令に定めるものを除く外、建築士審査会の運営に關して必要な事項は、建築士審査会が定める。

改 正 案	現 行
<p>（一）括下請負の禁止の対象となる多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事）</p> <p>第六条の三 法第二十二條第三項の政令で定める重要な建設工事は、共同住宅を新築する建設工事とする。</p> <p>（一）括下請負の承諾に係る情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第六条の四 （略）</p> <p>（専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事）</p> <p>第二十七條 法第二十六條第三項の政令で定める重要な建設工事は、次の各号のいづれかに該当する建設工事で工事一件の請負代金の額が二千五百万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、五千万円）以上のものとする。</p> <p>一 国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事</p> <p>二 第十五條第一号及び第三号に掲げる施設又は工作物に関する建設工事</p> <p>三 次に掲げる施設又は工作物に関する建設工事</p> <p>イ 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）第五条第二項第二号に規定する事業用施設</p> <p>ロ 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者（同法第九条に規定する電気通信回線設備を設置するものに限る。）が同条第四号に規定</p>	<p>（新設）</p> <p>（一）括下請負の承諾に係る情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第六条の三 （略）</p> <p>（専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする工事）</p> <p>第二十七條 法第二十六條第三項の重要な工事で政令で定めるものは、次の各号の一に該当する建設工事で工事一件の請負代金の額が二千五百万円以上のものとする。ただし、当該工事が建築一式工事である場合においては、工事一件の請負代金の額が五千万円以上のものとする。</p> <p>一 国又は地方公共団体が注文者である工作物に関する工事</p> <p>二 第十五條第一号及び第三号に掲げるものに関する工事</p> <p>三 学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設、集会場、図書館、美術館、博物館、陳列館、教会、寺院、神社、工場、ドック、倉庫、病院、市場、百貨店、事務所、興行場、ダンスホール、旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条に規定するホテル、旅館若しくは下宿、共同住宅、寄宿舎、公衆浴場、铁塔、火葬場</p>

する電気通信事業の用に供する施設

ハ 放送法（昭和二十五年法律第三百二十二号）第二条第三号の

二に規定する放送事業者が同条第一号に規定する放送の用に供する施設（鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の塔その他これに類する施設に限る。）

ニ 学校

ホ 図書館、美術館、博物館又は展示場

ヘ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供する施設

ト 病院又は診療所

チ 火葬場、と畜場又は廃棄物処理施設

リ 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第四項に規定する熱供給施設

ヌ 集会場又は公会堂

ル 市場又は百貨店

ヲ 事務所

ワ ホテル又は旅館

カ 共同住宅、寄宿舎又は下宿

ヨ 公衆浴場

タ 興行場又はダンスホール

レ 神社、寺院又は教会

ソ 工場、ドック又は倉庫

ツ 展望塔

2 前項に規定する建設工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

（削る。）

、と畜場、ごみ若しくは汚物の処理場、熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第四項に規定する熱供給施設、石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第五号）第五条第二項第二号に規定する事業用施設又は電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条に規定する電気通信回線設備を設置する電気通信事業者がその事業の用に供する施設に関する工事

2 前項に規定する工事のうち密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる。

（法第二十六条第四項の法人）

第二十七条の二 法第二十六条第四項の政令で定める法人は、法人

(登録の有効期間)

第二十七条の二 (略)

(国土交通大臣が行う講習手数料)

第二十七条の二の二 (略)

(公共性のある施設又は工作物に関する建設工事)

第二十七条の十三 法第二十七条の二十三第一項の政令で定める建設工事は、国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又はこれらに準ずるものとして国土交通省令で定める法人が発注者であり、かつ、工事一件の請負代金の額が五百万円(当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、千五百万円)以上のものであつて、次に掲げる建設工事以外のものとする。

一・二 (略)

税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)及び国土交通省令で定める法人とする。

(登録の有効期間)

第二十七条の二の二 (略)

(国土交通大臣が行う講習手数料)

第二十七条の二の三 (略)

(公共性のある施設又は工作物に関する建設工事)

第二十七条の十三 法第二十七条の二十三第一項の建設工事で政令で定めるものは、国、地方公共団体若しくは第二十七条の二に規定する公共法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人その他の法人で国土交通省令で定めるものが発注者である施設又は工作物に関する建設工事で、工事一件の請負代金の額が建築一式工事にあつては千五百万円以上、その他の建設工事にあつては五百万円以上のもの(次に掲げる建設工事を除く。)とする。

一・二 (略)